

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）新旧対照表（抄）

改正案			現行		
目次（現行のとおり）			目次（略）		
第一条から第八十三条まで（現行のとおり）			第一条から第八十三条まで（略）		
別表第一から別表第十九まで（現行のとおり）			別表第一から別表第十九まで（略）		
別表第二十 水質汚濁緊急時の発令条件（第七十九条関係）			別表第二十 水質汚濁緊急時の発令条件（第七十九条関係）		
一（現行のとおり）			一（略）		
二（現行のとおり）			二（略）		
（一）（現行のとおり）			（一）（略）		
（二）（現行のとおり）			（二）（略）		
項目	注意報等に係る河川 水中の濃度（単位 一リットルにつきミ リグラム）	警報に係る河川水 中の濃度（単位 一リットルにつき ミリグラム）	項目	注意報等に係る河川 水中の濃度（単位 一リットルにつきミ リグラム）	警報に係る河川水 中の濃度（単位 一リットルにつき ミリグラム）
カドミウムか ら一・一・二 トリクロロ エタンまで	（現行のとおり）	（現行のとおり）	カドミウムか ら一・一・二 トリクロロ エタンまで	（略）	（略）
トリクロロエ チレン	〇・〇二	〇・〇五	トリクロロエ チレン	〇・〇六	〇・一五
テトラクロロ エチレンから 一・四―ジオ	（現行のとおり）	（現行のとおり）	テトラクロロ エチレンから 一・四―ジオ	（略）	（略）

キサンまで		
-------	--	--

別記第一号様式から第三十九号様式まで (現行のとおり)

キサンまで		
-------	--	--

別記第一号様式から第三十九号様式まで (略)